

～万一、事故(ケガをされたり、賠償事故が発生)にあわれたら～

事故の
ご連絡に
ついて



損保ジャパン
事故サポートセンター

事故にあわれたときは、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。

あらかじめ**損保ジャパン**とご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

埼玉県PTA安全互助会 団体傷害保険 証券番号:912612G813

0120-727-110

受付時間
24時間 365日

LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です!

LINEで事故連絡をする

STEP 1

下記の2次元コードを読み取って、当社公式アカウントの友だち追加を行ってください。



STEP 2

公式アカウントメニュー内の「LINEで受付」をタップし、「傷害保険の事故連絡」から自動応答に沿って事故情報を入力してください。

入力者情報

「ご契約者本人」または「その他」を選択

契約者情報

「ご契約者さま氏名」=加入者さま氏名(保護者名)

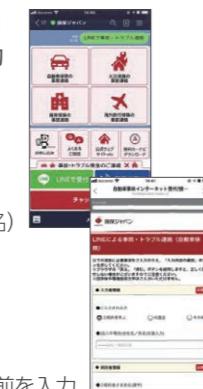
契約情報

●証券番号:912612G813

●加入者番号:9999999

被保険者情報

「ご契約者本人以外」を選択し、お子さまのお名前を入力



STEP 3

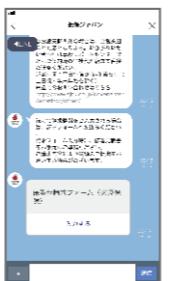
事故連絡完了後、担当者からの連絡をお待ちください。



書類不要! 保険金請求フォームサービス

STEP 1

LINEでの事故連絡後、保険金請求フォームが自動送信されますので、「入力する」をタップしてください。
※担当者から送信する場合もあります。



STEP 2

保険金請求フォームでは、損害物の画像や修理見積り、入通院情報を簡単に入力することができます。

※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。



STEP 3

送信いただいた内容より、保険金お支払額を算定し、チャット上で回答いたします。



※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

埼玉県PTA安全互助会 会員校 PTA会員の皆さんへ

2026年度用

個別(任意)加入用

団体傷害保険

(傷害総合保険) のご案内

スマホ・PCから
簡単にお申込み



▲こちらの2次元コードからお手続きください

▼PCからは

埼P安カイトー保険 検索



4つのおすすめポイント

1 安心な自動継続(2025年度より自動継続開始!) 毎年の加入手続きは不要です

(小学校は6年生まで、中学校、高等学校は3年生まで自動継続)
※特別支援学校は自動継続対象外です。

2 個人賠償責任補償は全プラン自転車事故にも対応!
示談交渉サービス付(国内のみ)、ご家族も対象!

学校貸与タブレットの破損等による賠償責任も補償!

3 24時間補償対象!

学校でのケガはもちろん、ご自宅、習い事中等のケガも補償!
※Eプランは交通事故によるケガに限ります。

4 LINEで事故のご連絡、保険金の請求、保険会社とのやりとりが可能です ► 詳細は裏表紙をご確認ください

※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

手続き忘れない
安心です!



申込締切・保険期間・掛金口座引落日

1次締切

2026年 3/31(火)

保険期間
2026年4月1日午後4時～
2027年4月1日午後4時

口座引落スケジュール
(1次・2次・3次締切・3次締切以降共通)

2次締切

2026年 4/15(水)

保険期間
2026年4月16日午前0時～
2027年4月1日午後4時

3次締切

2026年 4/30(木)

保険期間
2026年5月1日午前0時～
2027年4月1日午後4時

3次締切以降

【申込】2026年10月31日まで
【締切】①毎月15日 ②毎月末
【保険期間】
①申込月の16日午前0時～
2027年4月1日午後4時
②申込月の翌月1日午前0時～
2027年4月1日午後4時

毎月1日から25日までにお申込みの場合は翌月27日*、26日から月末までにお申込みの場合は翌々月27日*にご登録口座から引き落としとなります。
万一、引落予定日に保険料の引き落としができなかった場合は、引落予定日の翌月27日*に再度引落します。
※金融機関休業日の場合は翌営業日



一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会

団体割引適用

30% OFF

1. 個人賠償責任補償(全プラン)

お子さま本人とご家族の補償(日本国内・海外ともに補償)



示談交渉サービスセット!(日本国内のみ)

自転車保険義務化条例に対応! 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

Check! 2022年4月1日より、学校から貸与されているタブレットの破損も補償されます。

自転車事故をはじめ、国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。

また、自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。業務中の賠償事故は補償の対象となりません。



2. ケガの補償(全プラン)

お子さま本人の補償(日本国内・海外ともに補償)

24時間365日補償



A B C D プランにご加入の場合(普通傷害型)

ケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

学校でのケガ

日常生活でのケガ

交通事故によるケガ

レジャー・スポーツ中のケガ



E プランにご加入の場合(交通傷害型)

交通乗用具(※)との衝突、接触等の交通事故、または交通乗用具に搭乗中の事故のケガにより、死亡されたり後遺障害が生じた場合に補償します。

交通事故によるケガ

(※)交通乗用具とは電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

3. 弁護士費用補償「弁護のちから」

お子さま本人が法的トラブルにあった場合の補償

A B C の方に
補償されます。



弁護士費用補償「弁護のちから」が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときに弁護士費用をサポートします。

【対象となるトラブルの当事者】

トラブルの当事者



お子さまが成人後も
補償の対象となります。

被保険者ご本人



人格権侵害(※)

- こどもがいじめにあい、登校拒否状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

(※)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(注)以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

弁護士費用補償「弁護のちから」のご案内

国内補償

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

・保険金額
(保険期間1年間につき)
通算200万円限度

・お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用
 $\times (100\%) - \text{自己負担割合 } 10\%$

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

・保険金額
(保険期間1年間につき)
通算5万円限度

・お支払いする保険金の額
1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用
 $1\text{万円} - 1,000\text{円 (自己負担額)}$

自己負担額
(免責金額)
1,000円

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用
50万円

法律相談・書類作成にかかった費用
1万円

弁護士費用保険金のお支払額
 $50\text{万円} \times (100\% - 10\%) = 45\text{万円}$

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額
 $1\text{万円} - 1,000\text{円 (自己負担額)} = 9,000\text{円}$

合計
**45万9,000円を
お支払い**

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注6)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

● 相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

● 「いじめ・被害事故相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

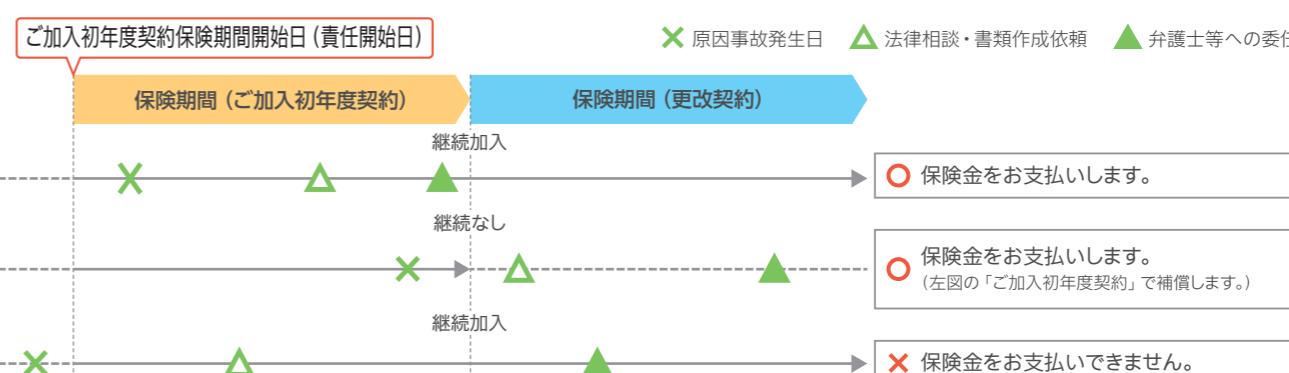


金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

● 保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)



プランの内容(保険金額と保険料)

プランは、今回加入いただくこの保険とすでに契約されている他の保険契約(共済契約を含みます。)の保険金額を合算して、以下の額を超えない範囲でお選びください。

死亡・後遺障害保険金額:5,000万円
入院保険金日額:15,000円
通院保険金日額:10,000円

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険期間1年、職種級別A級、熱中症危険補償特約、特定感染症補償特約セット、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット(A、B、C、Dプラン)、交通傷害危険のみ補償特約セット(Eプラン)

団体割引30%

記載の保険料は団体割引後の金額です。

オススメ

「弁護のちから」付きプラン
1+2+3

Aプラン Bプラン Cプラン
(普通傷害型)

15,000円 10,000円 6,000円

標準プラン
1+2

Dプラン Eプラン
(普通傷害型) (交通傷害型)

3,750円 1,950円

1年間の掛金(口座引落金額)

一時払(1年間)損害保険料+制度運営費:450円(口座引落手数料を含みます)

1. 個人賠償責任補償

補償の対象者:ご本人とご家族



示談交渉サービスセット!
(国内のみ)

自転車事故をはじめ日常生活における第三者への賠償補償

- ・他人にケガをさせた
- ・他人の物をこわした
- ・学校貸与タブレットを壊した、盗まれた 等

2億円

2億円

2億円

2億円

1億円

例えばこのような場合にお支払対象となります。

- ・自転車で通行人に衝突してケガをさせてしまった。
- ・買い物中に誤って商品を壊してしまった。
- ・飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた。
- ・自宅マンションから漏水させ、階下の天井や壁を汚損させた。
- ・学校貸与タブレットを自宅で落として壊してしまった。



2. ケガの補償

補償の対象者:ご本人のみ



お子さま本人

死亡・後遺障害保険金

54万円

41万円

20万円

18万円

40万円

入院保険金日額

5,000円

2,000円

800円

800円

600円

手術保険金

入院日額×10倍(入院時)・5倍(外来時)

通院保険金日額

2,300円

1,350円

300円

400円

なし

自転車事故等の交通事故によるケガ

スポーツ中、家庭内等の交通事故以外のケガ

熱中症/特定感染症補償
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償

3. 弁護士費用補償

補償の対象者:ご本人のみ



お子さま本人

「弁護のちから」

弁護士費用(自己負担割合10%)

通算200万円限度

法律相談・書類作成費用(自己負担額1,000円)

通算5万円限度

※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。(450円)

※損害保険料:

Aプラン:14,550円・Bプラン:9,550円
Cプラン:5,550円
Dプラン:3,300円・Eプラン:1,500円

※2025年10月1日以降保険始期のご契約から保険料の改定が実施されました。それにより保険金額が変更となっているプランがございますのでご了承下さい。

各プランの1年間の掛金に変更はございません。

●死亡・後遺障害保険金額(A,B,C,D,Eプラン:変更あり) ●入院保険金日額(Eプラン:変更あり) ●通院保険金日額(A,Bプラン:変更あり)

弁護のちからは
1か月約210円で
(弁護のちから一時払保険料 2,510円)

法的トラブルから、
お子さまを守ります!

(注)「法律相談・書類作成費用保険金」および「弁護士費用保険金」のいずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

人格権侵害に関するトラブル

【事故例:お子さまがいじめトラブルに遭った】

授業で使うために、学校から1人1台貸与されているタブレット端末のチャット機能を使い、悪口の書き込みをされ不登校に…。

いわれのない誹謗中傷を止めさせたいが、加害者の特定もできず、どうしたらいいかわからずパニックに…。

いじめ・被害事故相談窓口に電話相談をし、警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントからアドバイスを受け、弁護士に書き込みの削除、加害者の特定等、法的措置を依頼し解決した。



【ご注意ください】PTAに加入されない場合は、お申込みいただけません。

ご加入手続きについて

STEP1 プランのご選択

プランをご選択ください!

ご希望のプランの補償内容・掛金をご確認ください。

掛金は口座引落です。

お手元にキャッシュカード、または預金通帳をご用意ください。

※クレジットカード決済はご利用いただけません。



STEP2 お申込み

スマホ・タブレットで簡単申込!

右記2次元コードよりアクセスしてください。

PCの場合は [埼P安カイト一保険](#) 検索



登録メールアドレスにメールが届きます。
ログインして必須項目を入力してください。

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。

お客様の迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

※今年度自動継続対象の方はお申込み手続は不要です。



STEP3 加入者証

加入者証は、掛金が引落された後、WEB画面で確認!

「お申込み手続き完了のお知らせ」メールに記載されているURLをクリックしてください。

または、上記2次元コードよりアクセスし「既にご加入手続きが済んでいる方は、[こちら](#)から」

→詳細をクリックしてください。

※紙での加入者証の発行はありません。



STEP4 掛金の引き落とし

申込時(ステップ1)登録の口座から引き落とし!

毎月1日から25日までにお申込みの場合は翌月27日*、26日から月末までにお申込みの場合は翌々月27日*にご登録口座から引き落としとなります。万一、引落予定日に掛金の引き落としができなかった場合は、引落予定日の翌月27日*に再度引落をします。

※金融機関休業日の場合は翌営業日

なお、再請求日にも引落不能となった場合は、保険始期日に遡り保険が無効となりますのでご注意ください。

よくあるご質問

Q1 この団体保険は誰でも加入できますか?

A いいえ。

この団体保険は、埼玉県PTA安全互助会の会員校PTAに在籍されている方の制度です。

2026年4月1日の時点で、会員校に在籍されている方が対象です。

Q3 「個人賠償責任補償」は家族も対象になりますか?

A はい。

被保険者さま(お子さま)の同居の親族も対象です。

親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族です。

保険の対象者	ご本人	同居の親族
個人賠償責任補償	○	○
ケガの補償	○	×

Q5 この団体保険は自動継続ですか?

A はい。

2024年度から自動継続を採用しております。

ご加入いただくと、幼稚園は年長、小学生は6年生まで、中学生、高校生は3年生まで同じプランで自動的に継続されます。

また、掛金はご登録の口座より引き落としとなります。

ただし、転校等により会員資格を失われた場合は、自動継続できません。

Q7 自動継続の契約内容の変更はできますか?

A いいえ。

契約内容の変更はできません。

(【例】引落口座・ご加入プラン・住所・学校名・学齢・生年月日等の変更)
自動継続の停止手続き後に、あらためて、ご希望の加入内容でお申込みください。

Q9 指定日に掛金の引き落としができなかった場合は再請求されますか?

A はい。

万一、引落予定日に掛金の引き落としができなかった場合は、引落予定期の翌月27日^{*}に再度引落します。

なお、再請求日にも引落不能となった場合は、保険始期日に遡り保険が無効となりますのでご注意ください。

※金融機関休業日の場合は翌営業日

Q11 加入者証は郵送されますか?

A いいえ。

加入者証はWEB画面でご確認いただけます。

学校や職場に提出が必要な方は、WEB画面を印刷してください。

ご自宅にプリンターがない場合は、セブンイレブン等マルチコピー機から印刷することができます。

Q12 「弁護のちから」は加害事故(第三者賠償)も対象になりますか?

A いいえ。

弁護のちからは被害事故に限定されます。加害事故は個人賠償責任補償で補償されます。ただし、故意(いじめの加害者)等は対象になりません。

加害事故と被害事故の関係性	
被害事故(法的トラブル)	加害事故(第三者への賠償)
弁護のちから	個人賠償責任補償

2026年度 埼玉県PTA安全互助会会員校一覧 (2025年10月末日^{*}時点)

※2025年11月1日以降の加入校は取扱代理店にお問合せください。

【小学校】

あ	上尾市	か	加須市	か	川越市	こ	鴻巣市
	上尾市立大石小学校		加須市立大桑小学校		川越市立南古谷小学校		鴻巣市立松原小学校
	上尾市立上平小学校		加須市立大越小学校		川越市立武蔵野小学校		鴻巣市立馬室小学校
	上尾市立上平北小学校		加須市立大利根東小学校		川越市立山田小学校		鴻巣市立箕田小学校
	上尾市立瓦葺小学校		加須市立加須小学校		川越市立芳野小学校		さいたま市
	上尾市立中央小学校		加須市立加須南小学校		川島町		さいたま市立大成小学校
	上尾市立西小学校		加須市立騎西小学校		川島町立伊草小学校		さいたま市立大宮小学校
	上尾市立原市小学校		加須市立北川辺西小学校		川島町立つばさ小学校		さいたま市立大宮北小学校
	上尾市立東小学校		加須市立北川辺東小学校		川島町立中山小学校		さいたま市立大宮東小学校
	上尾市立平方小学校		加須市立元和小学校		ぎ		さいたま市立大谷口小学校
	上尾市立平方東小学校		加須市立鴻茎小学校		行田市		さいたま市立大谷場小学校
	上尾市立富士見小学校		加須市立志多見小学校		行田市立忍小学校		さいたま市立大谷場東小学校
	朝霞市		加須市立田ヶ谷小学校		行田市立泉小学校		さいたま市立上小小学校
	朝霞市立朝霞第一小学校		加須市立高柳小学校		行田市立太田小学校		さいたま市立善前小学校
	朝霞市立朝霞第二小学校		加須市立種足小学校		行田市立北小学校		さいたま市立辻小学校
	朝霞市立朝霞第三小学校		加須市立豊野小学校		行田市立埼玉小学校		さいたま市立辻南小学校
	朝霞市立朝霞第五小学校		加須市立花崎北小学校		行田市立下忍小学校		さいたま市立西浦和小学校
	朝霞市立朝霞第六小学校		加須市立原道小学校		行田市立西小学校		さいたま市立沼影小学校
	朝霞市立朝霞第七小学校		加須市立横瀧川小学校		行田市立東小学校		さいたま市立東岩瀬小学校
	朝霞市立朝霞第八小学校		加須市立不動岡小学校		行田市立南河原小学校		さいたま市立南浦和小学校
	朝霞市立朝霞第九小学校		加須市立水深小学校		行田市立南小学校		さいたま市立立三橋小学校
	朝霞市立朝霞第十小学校		加須市立三保小学校		行田市立見沼小学校		さいたま市立本太小学校
い	伊奈町		加須市立礼羽小学校		久喜市		さいたま市立谷田小学校
	伊奈町立小針北小学校		神川町		久喜市立青毛小学校		坂戸市
	伊奈町立南小学校		神川町立青柳小学校		久喜市立青葉小学校		坂戸市立大家小学校
	入間市		神川町立神泉小学校		久喜市立江面小学校		坂戸市立片柳小学校
	入間市立東町小学校		神川町立丹莊小学校		久喜市立太田小学校		坂戸市立上谷小学校
	入間市立新久小学校		上里町		久喜市立柏間小学校		坂戸市立坂戸小学校
	入間市立扇小学校		上里町立神保原小学校		久喜市立清久小学校		坂戸市立勝呂小学校
	入間市立金子小学校		川口市		久喜市立久喜小学校		坂戸市立千代田小学校
	入間市立黒須小学校		川口市立飯仲小学校		久喜市立久喜北小学校		坂戸市立入西小学校
	入間市立立狛山小学校		川越市		久喜市立久喜東小学校		坂戸市立南小学校
	入間市立西武小学校		川越市立新宿小学校		久喜市立栗橋小学校		坂戸市立三芳野小学校
	入間市立高倉小学校		川越市立泉小学校		久喜市立栗橋西小学校		幸手市
	入間市立豊岡小学校		川越市立今成小学校		久喜市立栗橋南小学校		幸手市立上高野小学校
	入間市立東金子小学校		川越市立牛子小学校		久喜市立小林小学校		幸手市立権現堂川小学校
	入間市立藤沢小学校		川越市立上戸小学校		久喜市立桜田小学校		幸手市立さかえ小学校
	入間市立藤沢北小学校		川越市立大塚小学校		久喜市立三箇小学校		幸手市立さくら小学校
	入間市立藤沢東小学校		川越市立霞ヶ関北小学校		久喜市立菖蒲小学校		幸手市立幸手小学校
	入間市立藤沢南小学校		川越市立霞ヶ関小学校		久喜市立菖蒲東小学校		幸手市立長倉小学校
	入間市立仏子小学校		川越市立霞ヶ関西小学校		久喜市立砂原小学校		幸手市立行幸小学校
	入間市立宮寺小学校		川越市立霞ヶ関東小学校		久喜市立東鷺宮小学校		幸手市立八代小学校
お	小鹿野町		川越市立霞ヶ関南小学校		久喜市立本町小学校		狹山市
	小鹿野町立小鹿野小学校		川越市立川越小学校		久喜市立鷺宮小学校		狹山市立入間川小学校
	小川町		川越市立川越第一小学校		熊谷市		狹山市立入間川東小学校
	小川町立大河小学校		川越市立川越西小学校		熊谷市立玉井小学校		狹山市立入野小学校
	小川町立小川小学校		川越市立仙波小学校		鴻巣市		鴻巣市立赤見台第一小学校
	小川町立竹沢小学校		川越市立大東西小学校		鴻巣市立赤見台第二小学校		鴻巣市立柏原小学校
	小川町立みどりが丘小学校		川越市立大東東小学校		鴻巣市立大芦小学校		鴻巣市立笛井小学校
	小川町立八和田小学校		川越市立高階北小学校		鴻巣市立共和小学校		鴻巣市立狭山台小学校
	桶川市		川越市立高階小学校		鴻巣市立屈巣小学校		鴻巣市立山王小学校
	桶川市立朝日小学校		川越市立高階西小学校		鴻巣市立鴻巣北小学校		鴻巣市立新狭山小学校
	桶川市立桶川西小学校		川越市立高階南小学校		鴻巣市立鴻巣中央小学校		鴻巣市立広瀬小学校
	桶川市立桶川東小学校		川越市立中央小学校		鴻巣市立鴻巣東小学校		鴻巣市立富士見小学校
	桶川市立加納小学校		川越市立月越小学校		鴻巣市立鴻巣南小学校		鴻巣市立堀兼小学校
	桶川市立日出谷小学校		川越市立寺尾小学校		鴻巣市立下忍小学校		鴻巣市立御狩場小学校
	越生町		川越市立名細小学校		鴻巣市立水富小学校		鴻巣市立立水富小学校
	越生町立梅園小学校		川越市立広谷小学校		鴻巣市立田間宮小学校		鴻巣市立南小学校
	越生町立越生小学校		川越市立福原小学校		鴻巣市立広田小学校		白岡市
			川越市立古谷小学校		鴻巣市立吹上小学校		白岡市立篠津小学校

2026年度 埼玉県PTA安全互助会会員校一覧 (2025年10月末日*時点)

*2025年11月1日以降の加入校は取扱代理店にお問合せください。

【小学校】

し	白岡市
	白岡市立白岡東小学校
	白岡市立菁莪小学校
	白岡市立西小学校
	白岡市立南小学校

ひ	東秩父村
	東秩父村立櫛川小学校
	東松山市
	東松山市立市の川小学校
	東松山市立大岡小学校

ほ	本庄市
	本庄市立秋平小学校
	本庄市立旭小学校
	本庄市立原市中学校
	本庄市立金屋小学校

あ	上尾市
	上尾市立上平中学校
	上尾市立原市中学校
	上尾市立太平中学校
	上尾市立西中学校

あ	朝霞市
	朝霞市立朝霞第一中学校
	朝霞市立朝霞第二中学校
	朝霞市立朝霞第三中学校
	朝霞市立朝霞第四中学校

い	伊奈町
	伊奈町立小針中学校
	伊奈町立南中学校
	伊奈町立松山第一小学校
	伊奈町立松山第二小学校

ま	松伏町
	松伏町立金杉小学校
	松伏町立松伏第二小学校
	松伏町立大沢小学校
	皆野町

み	美里町
	美里町立松久小学校
	美里町立東児玉小学校
	美里町立大沢小学校
	皆野町

ふ	深谷市
	深谷市立明戸小学校
	深谷市立大寄小学校
	皆野町
	深谷市立岡部小学校

ふ	鶴ヶ島市
	鶴ヶ島市立栄小学校
	鶴ヶ島市立新町小学校
	鶴ヶ島市立杉下小学校
	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校

ふ	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校
	鶴ヶ島市立長久保小学校
	鶴ヶ島市立藤小学校
	鶴ヶ島市立南小学校
	鶴ヶ島市立南小学校

と	ときがわ町
	ときがわ町立玉川小学校
	ときがわ町立萩ヶ丘小学校
	ときがわ町立明覚小学校
	な

な	長瀬町
	長瀬町立長瀬第一小学校
	滑川町
	滑川町立月の輪小学校
	滑川町立福田小学校

な	滑川町立宮前小学校
	新座市
	新座市立陣屋小学校
	新座市立東野小学校
	は

は	蓮田市
	蓮田市立黒浜小学校
	鳩山町
	鳩山町立今宿小学校
	鳩山町立龜井小学校

は	鳩山町立龜井小学校
	鳩山町立鶴瀬小学校
	鳩山町立立つせ台小学校
	鳩山町立南畠小学校
	ら

ら	嵐山町
	嵐山町立志賀小学校
	富士見市立ふじみ野小学校
	富士見市立水谷小学校
	わ

わ	蕨市
	蕨市立みずほ台小学校
	ふじみ野市
	ふじみ野市立上野台小学校
	蕨市立中央東小学校

わ	蕨市立南小学校
	ふじみ野市立大井小学校
	ふじみ野市立龜久保小学校
	ふじみ野市立さぎの森小学校
	ふじみ野市立三角小学校

わ	ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校
	ふじみ野市立西原小学校
	ふじみ野市立東原小学校
	ふじみ野市立福岡小学校
	ふじみ野市立元福小学校

こく	国
	国立埼玉大学教育学部附属中学校
	あ
	上尾市
	上尾市立大谷中学校

あ	上尾市
	上尾市立名細中学校
	川越市立野田中学校
	川越市立元福小学校
	川越市立朝霞第一中学校

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

自動継続の方法について(ご注意)

一度お申込みをいただくと、原則自動的に毎年自動継続させていただきます。ご契約内容に変更がある場合、または継続を希望されない場合は、お手続きが必要となります。卒業予定年度に自動継続を停止させていただきますので、卒業予定年度が変更となる等の場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、在籍校が埼玉県PTA安全互助会を退会された場合は保険は継続できません。

また、転校等に伴い会員資格を失われた場合は、自動継続を停止させていただきますので、取扱代理店までご連絡ください。

翌年度継続時の取扱い

2027年2月に満期のご案内をいたします。今年度と同じ補償プランであっても、商品改定等により保険料や補償額が変わることがありますので、来年度以降のご案内をよくご確認ください。

■商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者: 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会

■保険期間: 2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間となります。

■申込締切日: 2026年3月31日(火)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 一般社団法人埼玉県PTA安全互助会会員のお子さま(園児・児童・生徒の皆さま)を被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)として加入いただきます。

●被保険者: 埼玉県PTA安全互助会会員の幼・小・中・高・特別支援学校に在籍するお子さま(園児・児童・生徒)に限ります。

(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎります。

●お手続き方法: 下表をご参照いただきましてお手続きください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規ご加入の皆さま	【WEB申込】専用サイトのご案内に従ってお申ください。
既加入者の皆さま 前年と同等条件プラン(郵送およびメールによるご案内のプラン)でご継続加入の場合	改めてWEB申込は不要です。 3月20日以降に自動継続完了メールが送信されますので、それ以降は新年度契約をご確認いただけます。
ご加入プランの変更、引落口座の変更など、ご加入内容の変更をご希望の場合	各種変更がある場合は、自動継続が出来ません。 お手数ですが取扱代理店までご連絡のうえ、新規にWEB申込をお願いいたします。
継続加入を希望されない場合	2026年3月18日(水)までに取扱代理店にご連絡ください。 ※ご連絡がない場合は、同条件で自動継続となり掛金が口座引落されますのでご注意ください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●お支払方法: 【口座引落】ご指定の口座から引き落とします。(一時払)

なお、引落日は次のとおり申込日によって異なります。

申込日	口座引落日
2026年1月15日～2026年1月25日	2026年2月27日
2026年1月26日～2026年2月25日	2026年3月27日
2026年2月26日～2026年3月25日	2026年4月28日
2026年3月26日～2026年3月31日	2026年5月27日

●中途加入: 保険期間中途でのご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、次のとおりです。(4月1日～10月31日まで)

手続き期間	保険始期	保険終期	保険料払込
毎月1日～15日の場合	申込月の16日午前0時	2027年4月1日午後4時	毎月1日から25日までにお申込みの場合は翌月27日 [※] 、26日から月末までにお申込みの場合は翌々月27日 [※] にご登録口座から引き落とします。 ※金融機関休業日の場合は翌営業日
毎月16日から毎月末の場合	申込月の翌月1日午前0時		

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●その他ご注意: 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●加入者証: 加入者証は発行しません。WEB加入時の「お申込み手続き完了のお知らせ」メール記載のURLから加入内容が確認できます。

●満期返り金・契約者配当: この保険には、満期返り金、契約者配当はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険: 普通傷害型】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

(注)靴ぞれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリーカライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)	(注1)以下の中の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (注2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

(※1)以下の手術は対象となりません。

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)

(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するため医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものののみになります。

(※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベースをいいます。

(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【特定感染症危険「後遺障害保険金・入院保険金および通院保険金」補償特約】

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金・入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年10月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

【傷害総合保険：交通傷害型】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故

②交通乗用具に搭乗中^(*)の事故

③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故

④交通乗用具の火災

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故 など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	⑩
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	⑨
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、 <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ など

【共通】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償) ^(注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(*) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(*) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(*) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(*) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(*) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(*) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など
個人賠償責任(国内外補償) ^(注)		

(次ページへ続きます。)

(前ページからの続きです。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償) ^(注)	(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	<前ページより続きます。> ①受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車 ^(*) および歩行補助車で原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させるができるものを除きます。

【弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) ^(注)	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル ^(*) について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。 ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有する者は法定相続人となります。 1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取 ^(*) にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(*) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制執行 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される勤務または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

【トラブル固有の事由】

左記1. 被害事故に関するトラブルに該当する場合
①自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル
⑧医師等が行う診療、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
⑯あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
⑰薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
⑱身体の美容または整形

(注)補償内容が同様のご契約^(*)が他にある場合は、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(*)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高度療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義						
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。						
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)						
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
【原因事故】	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"><thead><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2. 人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></tbody></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						
【財物】	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
【財物の損壊】	財物の減失、汚損または損傷をいいます。						
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
【弁護士等】	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。						
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、WEB加入システムのご入力内容等に間違いないか十分ご確認ください。

●WEB加入システムのご入力内容等は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約または被保険者には、告知事項^(※3)について、事実を正確にご回答いただかなければなりません。

(※3)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEB加入システム等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(普通傷害型の場合)

★他の保険契約等^(※4)の加入状況

(※4)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得補償総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を申告されなかった場合は、事実と異なることを申告された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【普通傷害型の場合】

●WEB加入システムのご入力内容等の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

■普通傷害型では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

【プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業】

【共通】

●WEB加入システムのご入力内容等の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

※中途加入は手続方法によって異なります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いにならなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盜難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)個人賠償責任補償特約をセッティングした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況報告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または病害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レンタゴン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・審判書・示談書または判決書その他の書類
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※4) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返り金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返り金する場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返り金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返り金等の9割^(※)までが補償されます。

(※)保険期間が5年を超える場合は、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返り金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
- 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)
- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【普通傷害型にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



お問い合わせ先

補償内容・加入手続きに関するご相談窓口

《取扱代理店》

株式会社カイトー

担当: 中村・佐藤

TEL: 03-3369-3107

おかげ間違いにご注意ください。

〈受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで〉

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル

《引受保険会社》

損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店法人支社

TEL: 050-3798-5791

※自動音声の指示に従い法人支社を選択してください。

〈受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで〉

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務を行っております。

したがいまして取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求ください。損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっています)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証はWeb画面で確認ください。紙での加入者証の発行はありません。

受付時間
24時間 365日

メンタルヘルス
相談サービスを除く

SOMPO 健康・生活サポートサービス

本サービスは、損保ジャパンの傷害総合保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話サービスです。

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック
紹介 予約

PET検診
紹介 予約

郵送検査
紹介

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

こどものお悩みほっとライン

メンタルヘルス相談サービス

利用時間 平日 9:00~22:00 土曜 午前10:00~20:00

※日祝・年末年始(12/29~1/4)はお休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からになります。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

法律・税務・年金相談サービス(予約制)

一般的な法律・税務・年金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

専門相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

メンタルITサポート(WEBストレスチェックサービス)

受付時間 24時間・365日

ホームページにアクセスすることにより
ストレスチェックが実施できます。

保険加入者向けサービス
ストレスチェックはごこちら

ログイン

(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

(注7)応対者の指名はできません。

(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

(注9)相談の回答はあくまで一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他の医療行為を提供するものではありません。